

事業者報告書制度の変更について（令和8年度以降の提出分）

1 変更の趣旨

「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「しまつのこころ条例」）において、目的や対象とする業種に応じて定めている3つの事業者報告書制度※について、より効果的・効率的な運用や、事業者の皆様の提出作業の簡略化などが図れるよう、制度間での面積要件の整理や各報告書様式の変更などを実施

※ 下表に示す3制度

制度名称	関連する条文
2R取組等事業者報告書制度（以下「2R制度」）	第17条
事業用大規模建築物減量計画書制度（以下「大規模制度」）	第21条
特定食品関連事業者減量計画書制度（以下「特定食品制度」）	第26条

2 変更の概要

(1) 2R制度及び特定食品制度の面積要件の変更

2R制度と特定食品制度の対象となる事業者の床面積の要件について、業種特性を踏まえて、大きく2種類に分ける形で整理・変更※1。

【2種類の床面積の要件】

	床面積の要件	主な対象業種	報告書の提出
A	各事業所の床面積が1,000㎡以上	ホテル・旅館等	事業所単位で提出
B	複数店舗の床面積の合計が3,000㎡以上	小売・飲食 チェーン等	事業者単位で 提出※2

※1 変更内容の詳細は参考資料1のとおり（2R制度の大学については変更なし）

※2 2R制度対象の小売業・飲食業について、これまでの個別店舗の報告書提出は不要

(2) 報告書の提出方法の簡略化

報告書の作成・提出のための補助ツール（提出用エクセル）を用意することで、複数制度の対象となっている場合も、一括で報告書を作成・提出できるよう変更

※ 提出方法に係る詳細は参考資料2

(3) 提出様式に係る主な変更点

ア 2R制度及び特定食品制度の両制度に係るもの

① 取組に関する実績及び計画の報告を、これまでの記述式から選択式に変更（報告いただく取組は「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」に示すもの）

② リサイクル可能なごみ（紙ごみや生ごみ）について、再生利用の方法の入力を追加

イ 2R制度のみに係るもの

① ごみ量の実績の提出を追加（令和8年度に限り提出は任意）

② 店頭回収量の報告を追加（小売業のみ）

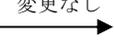
(4) その他

制度変更に伴い、令和8年度の提出締切のみ8月31日に変更（令和9年度以降は現在と同じ6月30日締切）

<参考>大規模制度の提出締切は「毎年5月31日」から「毎年6月30日」に変更

見直し前後の面積要件等について（2R制度及び特定食品制度）

1 2R制度

現行			見直し後	
業種	面積要件		面積要件	提出データ
物品小売業	1の店舗等の床面積の合計：500㎡以上 又は 店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	事業者単位に限定 	2以上の店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	提出用エクセルB
飲食店業				
旅館業	1の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上 又は 店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	事業所単位に限定 	1の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上	提出用エクセルA
大学	全ての大学	変更なし 	全ての大学	提出用エクセルA

2 特定食品制度

現行			見直し後	
業種	面積要件		面積要件	提出データ
食品小売業等	店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	事業者単位で規定 	2以上の店舗等の床面積の合計：3,000㎡以上	提出用エクセルB
飲食店業				
旅館業・結婚式場業等		事業所単位で規定 	1の店舗等の床面積の合計：1,000㎡以上	提出用エクセルA

【面積要件設定に係る基本的な考え方】

旅館業・結婚式場業など、施設ごとに管理実態が異なる事例が多いものは事業所単位で面積要件を設定し、物品小売業（食品小売業含む）や飲食店業チェーンなど、複数事業所で画一的な事業を行う事例が多いものは、事業者（複数事業所）単位で面積要件を設定

（参考）大規模制度

面積要件の変更なし（事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上）
提出データ：提出用エクセルA